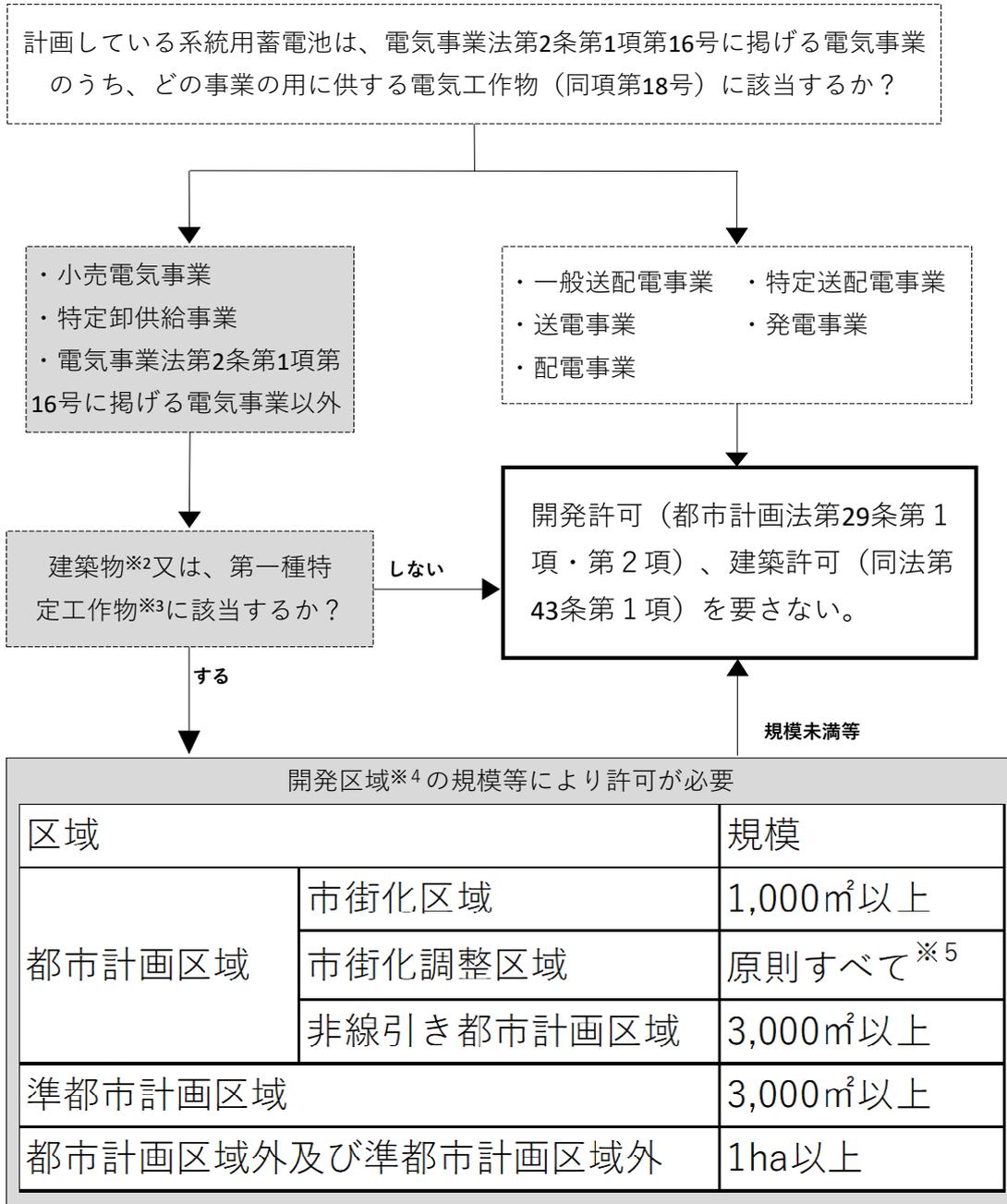


系統用蓄電池の設置に係る開発許可制度上の許可の要否^{※1}



【留意事項】

- ※1 広島市、呉市、福山市、三原市、尾道市、三次市、東広島市、廿日市市、竹原市（1ha未満）の区域を除く。
- ※2 「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成25年3月29日付け国住指第4846号）及び「系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）」（令和7年4月8日付け国都計第7号）参照
- ※3 建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物を含有するもの（少量であっても該当する）
- ※4 開発区域とは、開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）をする土地の区域です。
- ※5 県では、地域の事情等を勘定し、現段階においては、系統用蓄電池等について、市街化調整区域に設置する場合の許可基準を定めていません。